
プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

項目 公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 28 年 12 月 22 日に実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 ヶ月であり平成 29 年 2 月 22 日に締め切られた。本公開草案に対しては、11 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

実務対応報告公開草案第 48 号

「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 48 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 28 年 12 月 22 日公表）

2. コメント募集期間

平成 28 年 12 月 22 日～平成 29 年 2 月 22 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

実務対応報告第●号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成●年●月●日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名
CL1	株式会社民間資金等活用事業推進機構
CL2	一般社団法人日本貿易会
CL3	株式会社プロネクサス ディスクロージャー研究部
CL4	新日本有限責任監査法人
CL5	日本公認会計士協会
CL6	PwC あらた有限責任監査法人
CL7	一般社団法人日本経済団体連合会
CL8	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）	
CL9	横山 明	公認会計士
CL10	早船 勝利	公認会計士
	手計 徹也	公認会計士
CL11	小宮山 賢	早稲田大学大学院経営管理研究科

5. 主なコメントの概要とその対応

このコメント対応表は、最終的には、各コメントを要約して公表する予定であるが、現段階では、各々のコメントの論拠をよく理解するために、原則として全文を掲載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
(質問1) 公共施設運営権及びプロフィットシェアリング条項に基づく支出額の会計処理		
(全体を支持するコメント)		
1) 本公開草案の内容を支持する。	基本的に同意する。	。
(全体を支持しないコメント)		
2) 本公開草案の内容を支持しない。	本公開草案の対象となっている公共施設等運営事業における運営権者は、官と民との契約であるという特徴以外は、取引の性質は不動産の一括貸与とその管理委託等の取引形態と大きな違いはないように見える。ところが、具体的な会計処理については、通常の会計ルールの適用とは考え方を変えている点が随所に見られ、かつ、その理由に説得力が乏しい事項があるように思われる。最終基準の公表までに、十分な検討が行われることを期待している。	
(用語の定義に関するコメント)		
3) 公共施設等運営事業に関する用語を定義すべきである。	本公開草案では、対象取引について明確に定義・説明せずに、いきなり第3項以下で会計処理を規定している。この結果、必要な対象取引の説明が、結論の背景に順不同で混在しており、規定している会計処理の理解を難しくしている。規則集に残るのは実務対応報告の本体のみであり、「目的」の後に、「定義」や「用語の定義」といった区分を設けて、例えば、公共施設等運営事業、運営権、運営権者、運営権対価、運用権設定期間、更新投資等の、会計処理の方法を決定するための基礎的な前提をきちんと示しておく必要がある。これを受けて次に会計処理を記述すれば、本案はかなり理解しやすくなるのではない	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	か。なお、これには、基準第18号(資産除去債務)の第3項、基準第13号の第4項から第7号の書き方が一つの参考になると思われる。	
(公共施設等運営権取得時の会計処理に関するコメント)		
4) 実施契約の解約の可否に関する事項を明示すべきである。	公共施設等運営権の実施契約が、管理者等または運営権者から解約可能なのか、また解約された場合の対価の受払がどのようになるかの具体的記述が公開草案の中に見当たらないように思われる。事務局は十分に理解されていると思われるが、解約の可否は、本件会計処理に決定的に影響するはずである。公開草案の内容からは、解約不能の前提で書かれたのではないかと思われるが、会計処理の前提として、解約の可否に関する事項を本文中に明示しておく必要がある。なお、解約可能な場合があるとすると、本公開草案の全面見直しが必要と思われる。	
5) 個々の公共施設等への按分が困難な場合に限定して、一括して会計処理を行うことを認めるべきである。	本文の記述からは読み取りにくいですが、結論の背景第26項によると、「公共施設等運営権を、公共施設等ごとに分割せずに、一括して会計処理を行う」ということのようにあるが、このような結論が「これらが一体となって1つの事業を構成している」ことだけから導き出されることは賛同できない。一度に複数の固定資産を購入して使用した場合には、通常の会計処理では、時価の比率で対価の総額を個々の資産に按分することになるのではないだろうか。また、結論の背景第39項の記述を見ると、複数の公共施設等が含まれる運用権で異なる償却方法が想定されているようであり、また、運用権設定期間より残存経済耐用年数が短い公共施設等が含まれていれば、第8項の「原則として」の例外として後者の年数で償却されるはずであり、いずれも個々の資産への按分額が必要となる。運営対価が全く根拠なく決まることはなく、取得原価や将来キャッシュ・イン・フローを基礎としたものと想定され、第30項では登録免許税の課税標準といった指標も示されており、按分基準に困ることもないと思われる。つまり、通常の複数資産の取得と同様に、個々の公共	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>施設等に按分し、それが困難な場合(あるいは必要性が認められない場合)に限定して按分を要しないという規定とするべきである。</p>	
<p>6) 公共施設等運営権の取得が、リース取引に該当するかどうかを再整理すべきである。</p>	<p>(1) 公共施設等運営権の取得は、第7項では、「リース取引に該当しない」となっており、結論の背景第36項では、「リース会計基準の適用範囲に含めない」となっており、取り扱いが異なるように読める。とりあえず、表現は統一させるべきである。</p> <p>(2) 結論の背景第35項では、公共施設等運営権の設定の特徴を4つ示し、第36項で「一般的に想定されるリース取引と異なる性質を有していると考えられる。また、リース会計基準が取り扱う典型的なリースとも異なると考えられる。」と結論づけているが、これは何かの間違い又は勘違いと思われる。結論の背景の第26項では、公共施設等運営権は、「公共施設等の運営等を行い利用料金を収受する(収益を得る)権利を切り出したもの」という記載が見られ、企業会計基準第13号第4項のリース取引の定義「合意された期間にわたりこれを使用収益する権利を与え」に当てはまる。委員会の事務局はご存じと思うが、この第4項の定義は、企業会計審議会で設定されたリース会計の基準をそのまま引き継いだものであるが、もともと施設や物の貸し借りがすべて広く含まれるように定義されている。つまり、1日レンタカーを借りるのも、カラオケボックスを2時間借りるのも例外なくすべてリース取引になるように書かれている。結論に合わせるために、リース取引に該当しないという無理な屁理屈を公式文書に書くのは悪しき前例になり、みっともないのでやめた方がよい。</p> <p>(3) 本件の場合、公共施設等運営権の会計上の性格についていくつかのアプローチが考えられる。例えば、無形固定資産、リース、営業権の取得等々である。これしかないという理屈を無理に並べるのではなく、いくつか考えられるアプローチから、最も取引の実質を反映すると判断されたものを選択したという書きの方が、大人のルール設定ではない</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
7) 金融資産モデルの追加要否の検討を求める。	<p>かと思われる。</p> <p>運営権者が公共施設等運営権を取得するにあたり、無形固定資産を認識することが提案されているが、PFI法に基づく契約種別により民間の投下資金の回収リスクを公共主体が担保するケースが想定されるのであれば、IFRIC第12号の取扱いと差異が生じる可能性があることから、IFRSとの整合性の観点より、金融資産モデルの追加要否について検討頂きたい。また、利用者の利便性向上のため、具体的な設例を織り込むようにして頂きたい。</p> <p>本案では、運営権者が公共施設等運営権を取得するにあたり、無形固定資産を認識することが提案されているが、IFRIC第12号「サービス委譲契約」によれば、「営業者のキャッシュ・フローが委譲者により保証されている場合」(公共主体により損失補填が行われる場合等)には、金融資産を認識すると規定されている。現在PFI法で認められている案件に、こうしたケースは無いと考えるが、今後係るケースが生じた場合には、IFRSとの基準差異が生じないように、金融資産モデルの適用を許容する取扱いを含め、迅速な検討を求めたい。</p>	
(運営権対価の見積りの変更時の会計処理の明確化を求めるコメント)		
8) 運営権対価の見積りの変更時の会計処理の明確化を求める。	<p>公共施設等運営権の見積り変更時の会計処理について、より明確化することをご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>合理的に見積られた運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合、当該見積りの変更による差額は、上記(1)及び(2)に基づき計上した資産及び負債の額に加減することとされているが(本公開草案第6項)、運営権対価の支出額に重要な見積りの変更が生じた場合における現在価値の割引率が明確にされていない。割引率を運営権設定期間における運営権者の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率と</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>している場合、見積り変更時の割引率は当初計上時と必ずしも一致するとは限らないため、企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」第11項に準じて、支出額増額時には見積り変更時の割引率を用い、支出額減額時には当初の資産及び負債計上時の割引率を用いることになるか、又は割引率として実施契約において明示される利率を用いた場合との整合性を考慮して公共施設等運営権を取得したときと同じ割引率を用いるのかを明らかにすることが望ましいと考えられる。</p>	
(延長オプションを更新した時の会計処理の明確化を求めるコメント)		
<p>9) 延長オプションを行使した時の会計処理の明確化を求める。</p>	<p>第9項では、実施契約において延長オプションが定められている場合、行使する意思が明らかな場合を除き、延長可能な期間は耐用年数に含めないとされているが、延長オプションが行使された場合の取り扱いが明らかになっていない。延長オプションが行使された場合には、その時点で運営権の残存耐用年数の見直しを行い、残存価額を延長後の残存耐用年数で償却するという理解でよいかどうか、取り扱いを明らかにすべきと考える。</p> <p>運営権対価の見積額に変更がなく、耐用年数の変更(オプション行使後の期間に延長)のみであっても草案37項と同様に、実務上煩雑である点も考慮して、見積りの変更として過年度に遡及して修正せずに、減価償却を通じて残存耐用年数にわたって費用配分を実施してよいか。</p>	
(公共施設等運営権の減損会計の取扱いに関するコメント)		
<p>10) 公共施設等運営権の減損会計の取扱いについて、再検討すべきである。</p>	<p>(1) 第10項の減損損失の認識の判定及び測定において行われる資産のグルーピングの考え方は、減損会計の適用指針第6号の書き方と主従が逆なように見えるが本当だろうか。適用指針第6号の第7項(1)(2)と同設例1-5を見る限り、1棟の建物(施設)をグルーピングの基礎とし、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的等の場合に当該他の単位とグルーピングを行う(つまり、グループをまとめる)と規定されているよう</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>に見える。第10項の書きぶりは主従が逆(全体でまとめるのが主)であるが、実務対応報告が適用指針を越えてしまうことはないため、減損会計の適用指針をまず改訂する必要があるのではないだろうか。</p> <p>(2) 第10項の書き方は、3. で述べた「公共施設等運営権を、公共施設等ごとに分割せずに、一括して会計処理を行う」ことに影響されているように思われる。運営対価を個々の施設に配分することにすれば、このような問題は解消する。</p> <p>(3) 第44項の記述は、資産のグルーピングへの理由付けになっていないように思われる。ただし、回収可能価額の算定で使用価値しか使えない場合がほとんどであるという説明としては使えるので、そのように修文する必要がある。</p>	
(プロフィットシェアリング条項に基づく支出額の会計処理に関するコメント)		
<p>11) 将来の業績等の指標に連動する形式で定められる運営権対価と、プロフィットシェアリング条項に基づく支出額の会計処理を区分する理由の明確化を求める。</p>	<p>運営権対価が将来の業績等の指標に連動する形式で定められる場合においては、合理的に見積もられた運営権対価の支出額の総額を公共施設等運営権(無形固定資産)の取得原価に含める一方で、プロフィットシェアリング条項に基づく支出は公共施設等運営権の取得原価に含めずに発生時に費用処理する点については、異なる処理を定める理由を、より明確に示すべきであると考えます。</p> <p>本公開草案第46項(結論の背景)において、業績等の指標に連動する形式で定められる対価と、プロフィットシェアリング条項に基づく支出は別のものである旨が記載されているものの、両者は業績に連動して算定される点で類似していると考えます。両者を異なる扱いとする理由としては、前者は合理的な見積りが可能と想定されることが考えられる。もし、そのような点も考慮したのであれば、その旨を結論の背景の説明に加えると、将来において実務対応報告の見直しが必要となった場合等において有用と考える。</p> <p>なお、無形資産及び有形固定資産の購入について行われる変動支払の会計処理に関する</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>検討が国際的に進展した場合には、我が国の会計基準における扱いを検討すべきと考える。</p> <p>プロフィットシェアリング条項の取扱いについて、運営権対価が固定額でない場合の取扱いと異なる処理を定める場合、その相違の理由をより明確にすべきと考える。</p> <p>プロフィットシェアリング条項に基づく支払い(第11項)も、運営権対価が固定額でない場合における支払い(第3項、第30項)も、将来の業績等の指標に連動して支払われる支出という点で、経済的な実質に相違はないように見える。前者は各期の費用として処理し、後者は運営権の取得時に無形固定資産として計上するという取扱いの相違について、公開草案では、前者はPFI法上のもの、後者はPFI法とは別の実施契約に基づくもの、という点を理由に挙げているが(第46項)、そのような違いがなぜ会計上の取扱いの相違をもたらすかが必ずしも明らかではなく、会計上の観点からより十分な説明を行うことが適当である。</p> <p>なお、上記の取扱いの相違により、異なる費用の認識パターンがもたらされることになるが、いずれの取扱いについても、場合によっては、関連して運営権者が得る収益の認識時期と大きく異なる時期に費用が認識される結果となることも想定される。</p> <p>また、プロフィットシェアリング条項において、運営権者が管理者等に支払う部分について、管理者等へ支払う金銭の性質によっては収益を総額処理すべきか純額処理すべきか判断にまよう事例が生じる可能性が考えられる。</p> <p>したがって、今後、新たな事例が生じて本取扱いを見直す際には、貴委員会において検討されている収益認識基準の考え方との整合性も考慮に入れた検討を行うことが望まれる。</p> <p>企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、この論点は議論がうまくまとまらなかった</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>ように読める。そのためか、公開草案の記述からは、運営権対価が将来の業績等の指標に連動する場合とプロフィットシェアリング条項の本質的違いがはっきりしない。例えば、実施契約で公共施設等の利用料総額の80%を運営権対価として支払い、さらにプロフィットシェアリング条項で当初決めた目標水準を110%以上達成した場合には運営権対価が利用料総額の85%になり、さらにこの110%水準超が周辺環境から考えて達成が予想されるとした場合、どのように会計処理されるのであろうか。公開草案の第11項と結論の背景の第45項と第46項を読む限り、PFI法上の位置づけの違いにより会計処理を分けているように思われる。企業会計基準委員会で過去採られてきた考え方は、会計的な実質が同じであれば、同じ会計処理になるということではなかったかと思われるが、このような観点から、判断のための例示の充実を含め、公開草案の現状の内容の追加検討が必要ではないか。</p>	
12) プロフィットシェアリング条項に基づく支出額の会計処理について、表現の見直しを求める。	<p>本公開草案第11項の記載について、算定対象期間の費用として発生主義に基づく処理がなされるものと理解しているが、必ずしも明らかではないため、たとえば「算定対象期間の費用として処理する」とするなど、記載を見直してはどうか。</p>	
(質問2) 更新投資に関する会計処理		
(全体を支持するコメント)		
13) 本公開草案に同意する。	<p>基本的に同意する。</p>	
(公共施設等運営権の取得時に、更新投資に係る資産及び負債を計上する会計処理(本公開草案第12項(1))に関するコメント)		
14) 公共施設等運営権を取得した時に、更新	<p>更新投資に係る資産及び負債の計上に関する提案については、下記の理由により、公開草案第12項(2)の会計処理のみとし、条件付きであっても同項(1)の会計処理を認めるべきではないと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>投資について支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債及び資産として計上する会計処理を認めるべきではない。</p>	<p>(1) 事業の性質に起因する、財政状態・経営成績の実態表示に係る不確実性</p> <p>公共施設等運営事業においては、上記のような、運営権者の更新投資支出の削減インセンティブ、当初予見不能な事象の発生可能性及び変動額の影響の大きさを考慮すると、公開草案第12項(1)の会計処理を適用して、運営権取得時の情報に基づいて見積もられた将来の更新投資支出の総額を資産・負債として計上し、一定の方法に基づいて期間配分したとしても、更新投資の見積額と実際発生額との乖離が毎期生じる恐れがあり、かつ、その影響額が巨額に上る可能性があるため、運営権者(あるいはその親会社等)の決算が実態から乖離し、結果的に、財務諸表利用者の適切な意思決定を阻害する恐れがあると考えられる。</p> <p>公共施設等運営事業は、空港、上下水道及び有料道路等の分野ごとに事業内容が大きく異なること、同じ分野であっても案件の個別性・地域性が非常に高く、運営権者がそれぞれの案件における将来の更新投資支出を、運営権取得時に合理的に見積もることは非常に困難であり、結果として、運営権者(あるいはその親会社等)の財政状態及び経営成績の実態表示に係る不確実性を高めてしまう恐れがあると考えられる。</p> <p>また、運営権者(あるいはその親会社等)の財務諸表監査においても、会計監査人に対して、その見積りの合理性を客観的に証明することは非常に困難ではないかと考える。</p> <p>(2) 運営権設定期間に起因する、合理的な見積りの実行可能性</p> <p>公共施設等運営事業における運営権設定期間は、事業規模が大きな案件ほど、運営権者の投資回収期間を長く確保する必要があり、運営権設定期間が長期に及ぶ傾向があります。現在公表済みの個別案件の大半が現行の会計実務における合理的な見積可能期間を大きく超過しており、今後の個別案件においても、この傾向は続くと思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>したがって、このような個別案件の状況において、仮に、運営権者が更新投資支出総額及び支出時期を合理的に見積ることが可能と判断し、公開草案第12項(1)の会計処理を適用したとしても、その見積りの不確実性は非常に高くなり、毎年度の見積りと実態の乖離が大きくなってしまふ恐れがあり、逆に、運営権者(あるいはその親会社等)の財務情報の信頼性・有用性を低下させてしまふ可能性があると考えられる。</p> <p>(3) 民間所有施設等に係る資本的支出の会計処理との整合性</p> <p>現行の会計実務においては、対象施設が一般的な施設で、将来的な資本的支出総額及び支出時期を合理的に見積可能であったとしても、施設取得時に将来の資本的支出総額の割引現在価値を資産・負債として計上することは求められない。一方、公共施設等運営事業として収益施設を整備・運営する場合、公開草案第12項(1)の会計処理が求められ、運営権取得時に将来の資本的支出総額の割引現在価値が資産・負債として計上されることになる。</p> <p>公共施設等運営事業における更新投資に係る会計処理にのみ、公開草案第12項(1)の会計処理を求めることは、他の類似事業に係る会計処理との著しい不整合を生じさせ、財務諸表利用者の適切な意思決定を阻害する恐れがあると考えられる。</p> <p>(4) 民間事業者の財務信用力、資金調達力への影響</p> <p>公共施設等運営事業のうち、例えば、大規模空港案件や上下水道事業で運営権設定対象資産として管路が含まれる案件のように、更新投資の規模が大きな案件の場合、公開草案第12項(1)の会計処理を適用すると、運営権計上額の数倍から数十倍の更新投資に係る資産・負債が運営権取得時に計上される可能性がある。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>公共施設等運営事業の案件数の少なさ及びPFI事業の専門性の高さから、運営権以外に巨額の資産・負債が計上されることによって運営権者(あるいはその親会社等)の財政状態が財務諸表利用者に正しく理解されない恐れがあり、結果的に、運営権者(あるいはその親会社等)の財務信用力(信用格付)や資金調達力に悪い影響を及ぼす可能性がある。</p>	
<p>15) 更新投資に係る資産の償却期間に関する考え方の記載を求める。</p>	<p>第15項の(1)によると、第12項(1)に基づき計上した資産は、「運用権設定期間を耐用年数として、定額法、定率法等の一定の減価償却により、…各事業年度に配分」とされている。これは、まだ事業の用に供していない資産も運営権の取得日から減価償却をしなければならないという意味であろうか。結論の背景でも説明がなく、その趣旨が理解不能なため、そのような償却期間についての合理的な理由を追加記載して頂きたい。また、まだ取得も事業の用に供していない資産(資本的支出)を無条件に減価償却して費用に計上しても、適正意見が出せるのか日本公認会計士協会にも文書で確認すべきである。</p>	
<p>16) 公共施設等運営権の取得時に計上する更新投資に係る資産の会計的性質の明確化を求める。</p>	<p>12項(1)に基づく更新投資に係る資産は、更新投資のうち資本的支出に該当する部分に係る支払義務の見合いとして計上するものとされている。ただし、関連する公共施設等運営権とはPFI法上の位置付けが異なり、貸借対照表上でも運営権とは区分して表示することとされ(第55項)、資産除去債務の見合いとして計上される除去費用のような有形固定資産の付随費用と類似の性質のものといった整理はなされていないように見える。このため、12項(1)に基づき取得時に計上した更新投資に係る資産の位置付け、会計的性質が明らかではない。</p> <p>更新投資により維持管理が行われる公共施設等を将来において使用する権利と考えれば、公共施設等運営権自体と権利の性質や裏付けとなる資産は基本的に同様の資産と考えられる一方、公開草案の結論の背景では、費用配分の観点から計上される経過勘定(前払費用)と類似の資産であることを示唆する説明も見られる(第52項)。実務対応報告の</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>最終化に当たっては、更新投資に係る資産が何を意味する資産なのか、権利を取得しているとすれば、それは公共施設等運営権の実質と異なるのかどうかなどを明確化することが適当である。</p>	
<p>17) 更新投資の「義務性」の明確化を求める。</p>	<p>本公開草案第49項の冒頭において、更新投資は、平成23年改正の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき、公共施設等の維持管理を行う「義務」であることが述べられている。一方で、第49項の後段においては、更新投資の会計処理を使い分ける際に考慮する要素の一つとして、更新投資の「義務性の程度」(更新投資の実施内容の大半が、管理者等が運営権者に課す義務に基づくか否か。)が説明されている。第49項の冒頭のとおり、更新投資が全て「義務」に基づくものであれば、会計処理を検討するに当たって義務性の程度(義務に基づくか否か。)を検討する必要はないこととなる。更新投資の「義務」について、より詳しい説明を加えるべきと考える。</p>	
<p>18) 更新投資のうち修繕費に該当する部分を資産計上しない理由の明確化を求める。</p>	<p>更新投資の成果物の所有権は管理者等が保有することから、更新投資は運営権者の有形固定資産としては計上されない。このため、更新投資の会計処理の検討は複雑であると理解している。本公開草案第52項において、修繕費は支出時に費用処理することが適切であると述べられているが、そのような理由付けは、仮に運営権者が所有権を保有する場合に有形固定資産として計上されるかどうかを規準として、更新投資の資産計上の範囲を決定したことを意味する。しかしながら、運営権者が更新投資の所有権を保有しない以上、仮に運営権者が所有権を保有するとした場合の扱いは、更新投資の処理の検討に当たっては関連性が弱いと考える。</p> <p>したがって、本公開草案第52項で述べられているような、修繕費は支出時に費用処理することが適切であるという理由では不十分であり、より明確な説明が必要と考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(更新投資の実施時に、更新投資に係る資産を計上する会計処理(本公開草案第12項(2))に関するコメント)		
19) 運営権設定期間中に、更新投資の総額及び支出時期を合理的に見積ることができることとなった場合の取扱いの追加を求める。	公開草案第12項(2)において、更新投資を実施する以前であっても、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができることとなった期において、「当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分に関する支出額を資産として計上する」ことが、(1)の会計処理との関連でも合理的ではないかと考える。	
(更新投資の会計処理に関するその他のコメント)		
20) 運営権設定期間の終了時に、管理者等と運営権者との間で金銭の授受が行われる場合の減価償却に関する取扱いの明確化を求める。	<p>運営権者が実施する更新投資について、公共施設等運営権設定期間の終了後の期間に相当する部分に関して、管理者等から金銭を受領するケースがあると理解している。そのようなケースにおいては、更新投資の償却に当たり、公共施設等運営権設定期間終了後に受領すると見込まれる金額を残存価額に含めることになると考えられる。実務上の扱いを明確にするため、そのような扱いを本文又は結論の背景に記載すべきと考える。</p> <p>更新投資に係る資産の減価償却の耐用年数は運営権設定期間とすると記載されているが、実務上、運営期間設定期間を超えて、当該更新投資の経済的耐用年数が続く場合には、運営権設定期間終了時に、現金の授受により調整することが想定される。残存価額に現金の授受を踏まえない減価償却費の計算を行った場合、毎期の減価償却費が企業の想定よりも大きくなる懸念があることから、残存価額には、現金の授受による調整を含める考え方</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
21) 大規模修繕が行われる場合の取扱いの検討を求める。	<p>がある旨を、「結論の背景」で明確にして頂きたい。</p> <p>結論の背景第52項によれば、「修繕費は支出時に費用処理することが適切である」、「資本的支出に該当する部分に限定」という記述がある。一方、第328回企業会計基準委員会(2016年1月27日開催)についてWEBから入手できる内閣府の資料によると、重点項目として空港、水道、下水道、道路が記述されている。これらには、いわゆる大規模修繕が必要なものが含まれている可能性があり、公共施設等の更新投資の対象にいわゆる修繕引当金を設定しないと特定の期に多額の修繕費が計上されてしまい健全な会計処理とならない場合があるのではないかと懸念される。この具体的検討が行われていないので、追加検討が必要である。</p>	
22) 運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じ、変更による差額を資産から減額できない場合の会計処理の明確化を求める。	<p>運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額及び支出時期に重要な見積りの変更が生じ、変更による差額を資産から減額できない場合の会計処理を確認したい。</p> <p>(理由)</p> <p>重要な見積りの変更に伴い、資産及び負債を減額する際、資産について減価償却が進んでいる場合には、負債の減少額が計上されている更新投資に係る資産計上額を上回ることも考えられる。このような場合、当該超過額は資産に係る減価償却費の戻しに相当するため、原則として、更新投資に係る資産の減価償却費と同一の計上区分の損益とすることが考えられるが、そのような理解で良いか確認したい。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
23) 延長オプションを行使した場合における、更新投資に係る資産の会計処理の明確化を求める。	<p>運営権そのものの方法は第9項にて明記されているものの、更新投資部分に関する延長オプションを行使した際の減価償却及び耐用年数については草案にて特段明記されていない。更新投資の減価償却及び耐用年数についても、第9項に記載されている下記文言と同様の処理を実施する(=オプション行使の意図が明らかになったタイミングで見積の変更として取り扱う)という理解でよいか。</p> <p>なお、当該更新投資は第12項(1)及び(2)のいずれの場合も想定した質問である。</p> <p>また、延長オプション行使により耐用年数のみを変更した場合も、過年度に遡及して修正せずに、残存耐用年数にわたって費用配分するという理解でよいか。</p>	
24) 更新投資に係る資産の減価償却方法に関連する用語の明確化を求める。	<p>更新投資に係る資産の減価償却方法に関して、第15項(2)では「更新投資の経済的耐用年数(当該更新投資の物理的耐用年数が公共施設等運営権の残存する運営権設定期間を上回る場合は、当該残存する運営権設定期間)」とされているが、物理的耐用年数や経済的耐用年数といった用語の定義が十分になされておらず、両者の違いや実際にどのような年数を指しているのかが明確ではないため、用語の内容を明確化すべきと考える。</p>	
25) 今後、負債に関する概念的な整理が国際的に進展した場合には、取扱いを改めて検討すべきで	<p>更新投資に関する会計上の取扱いに関しては、負債を認識するタイミング等、概念的な論点が存在することから、負債に関する概念的な整理が国際的に進展した場合には、再度、検討・調査をしていくべきと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
ある。		
(質問3) 表示及び注記事項		
(全体を支持するコメント)		
26) 本公開草案の内容を支持する。	基本的に同意する。	
(全体を支持しないコメント)		
27) 本公開草案の内容を支持しない。	<p>全く同意しない。</p> <p>1. 注記事項</p> <p>(1) 企業会計基準委員会の審議資料を見る限り、注記事項についてあまり深い検討が行われた形跡がない。そのためか、注記事項が定性的なものに限られており、この事業からの収益予測に資するような情報がほとんど提供されていない。例えば、賃貸等不動産等の時価等の開示(適用指針第23号)、一定の特別目的会社に係る開示(適用指針第15号)をたたき台に、望ましい損益や財産等の開示を追加記載することを検討してはどうか。</p> <p>(2) 審議過程でこの事業に参加している作成者からのヒアリングは実施しているようであるが、利用者のニーズの拾い上げが行われていないように見える。本事業は、金額が巨額となる場合が多い、共同出資で事業が遂行される場合がある、抵当権が設定でき資金の融資者が存在する等の特徴があり、さまざまな観点の情報ニーズがあり得る。委員会では、幸い、利用者代表として銀行、保険、証券の方から委員が選出されており、また本件では総合商社も利用者とも考えられる。少なくとも、これらの方からの意見聴取による情報ニーズの拾い上げや、建設業や不動産業を専門とするアナリストの方から参考意見を聴取する等が、会計基準等の質の向上のために求められているものと思われる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	2. 開示例の記載の追加 1. に加えて、開示内容にバラツキが生ずることを防止するため、適切と思われる開示例の記載を追加して頂きたい。	
(表示に関するコメント)		
28) 表示に関する取扱いについて、一部修正すべきである。	<p>公共施設等運営権に係る資産及び負債と更新投資に係る資産及び負債の表示について、更新投資に係る資産の会計的な性質を明らかにしたうえで、関連する公共施設等運営権と同様の性質のものとされた場合には、財務諸表本表において、公共施設等運営権（及び関連する負債）との区分表示を強制する必要はないと考える。</p> <p>更新投資に係る資産及び負債の金額が重要なものとなりやすいということであれば、一括して表示した上で注記によって内訳の開示を求めることで十分であると考えます。</p>	
	<p>第12項(1)により計上される資産は、その時点では取得していない資産であるので、「建設仮勘定」に計上することを明示すべきである。そうでないならば、いずれにせよ実務の混乱を防ぐため、具体的な資産の科目を例示して頂きたい。</p>	
(注記事項に関するコメント)		
29) 注記事項に関する取扱いについて、一部修正すべきである。	<p>本公開草案第20項(3)④については、下記の修正案の通り、「(3)更新投資に係る事項 ① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期」で開示対象となった更新投資のうち、キャッシュ・フローの金額を合理的に見積ることが可能な更新投資に限定して開示すべきと考える。</p> <p>(修正案) 「(3) 更新投資に係る事項 ① 主な更新投資の内容、投資を予定している時期及び翌期以降に支出すると見込まれる主な更新投資のうち、合理的に見積もることが可能なキャッシュ・フローの金額 ② (変更なし)</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>③ (変更なし)</p> <p>④ (削除)」</p> <p>上記コメントの理由としては、長期に渡る将来見積キャッシュ・フローを開示することは、質問2に対するコメントに記載の通り、公共施設等運営事業の性質や運営権設定期間に起因する見積りの不確実性の高さから同意しかねるが、例えば、予定される主な更新投資のうち、すでに設計や着工が始まっており、支出金額及び支出時期についての不確実性が低いものについてまで開示を行わないのは、財務諸表利用者の適切な意思決定に資する点から問題だと考えられるためである。</p>	
	<p>注記作成者の過度な負担にならぬよう、性質を踏まえ重要性で判断できるなどの配慮を頂きたい。そのために各注記項目の具体的な意義を明確にして頂きたい。</p>	
	<p>本公開草案第20項において、一定の事項を公共施設等運営事業ごとに注記することが提案されている。運営権者が複数の類似する公共施設等運営事業を実施し、個々の事業についての重要性は乏しいものの、複数の事業全体についての重要性がある場合には、必ずしも個々の事業ごとの注記を求める必要はなく、事業全体としての注記で足りると考えられる。このため、個々の事業についての重要性は乏しいものの、複数の事業全体についての重要性がある場合には、集約して注記することができる旨を記載すべきと考える。</p>	
	<p>合理的に見積られた運営権対価や更新投資について、重要な見積りの変更が生じた場合には、変更による差額を資産及び負債の額に加減するとされている(第6項、第14項)が、具体的にどのような見積りの変更があったかについて注記を求めるべきと考える。</p> <p>注記事項として、第6項、第14項の見積りの変更が行われた場合には、変更の概要及び影響額を注記することを注記事項として記載するのがよいのではないかと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>・第20項「(3) 更新投資に係る事項」については、第12項(1)に「資本的支出に該当する部分(所有権が管理者等に帰属するものに限る。以下同じ。)」と記載があるものの、(3) 更新投資に係る注記が、当該内容に限定されていることが分かりづらいと思われる。例えば、第20項(3)において「(3) 更新投資に係る事項(資本的支出に該当する部分で、所有権が管理者等に帰属するものに限る)」と括弧書きを追加するか又は、結論の背景(57項等)で説明するなど、注記の範囲がより明確になるよう記載された方がよいのではないかと考える。</p>	
	<p>・第20項(3)④の注記は、将来行われる更新投資に係る注記と考えられるため、「翌期以降に支出すると見込まれる更新投資のうち」は「翌期以降に実施すると見込まれる更新投資のうち」とされた方がよいのではないかと考える。</p>	
	<p>・更新投資に関する概要を明確にする趣旨から、第20項(3) 更新投資に係る事項の注記について、「⑤当連結会計年度において新たに資産計上した更新投資の内容及び金額」を追加することで、更新投資に係る会計処理がより明確化されるのではないかと考える。</p>	
	<p>注記事項20項に、公共施設等の所有権を有する者の名称と施策内容、例えば、国・財務省、厚生労働省、や地方公共団体など所有権を有する者の名称を開示すべきである。できれば、公共団体の政策内容も簡潔に記載すべきである。</p>	
(質問4) その他		
30) 公共施設等運営事業の専門性を踏まえた検討を求め	<p>公共施設等運営事業は、その専門性の高さもあり、現時点での案件数(取引事例)は非常に限定された状況ではあるが、案件によっては取引規模が巨額に上ること及び運営権設定対象期間が数十年という超長期に渡ることを十分にご留意いただき、会計処理等につい</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
る。	て再度ご検討いただきたい。	
31) 民間資金等活用事業に係る包括的な会計基準の開発を望む。	本公開草案では、民間資金等活用事業のうち、公共施設等運営事業のみを対象としているが、その他の事業を含めた包括的な会計基準の開発を検討頂きたい。	
32) IFRS における取扱いとの関係の記載を求め。	<p>本公開草案は、IFRSとの比較において、取引の対象範囲、対価の認識の表示科目、開示項目等において基準差が存在している点、また公共施設等から運営対価を受領するケース等、取扱いが不明瞭な点もあると考える。基準差が生じることはあり得るとしても、コンバージェンスの観点より、基準差の一覧表を提示する等の対応をお願いしたい。</p> <p>本実務対応報告の「結論の背景」に「IFRIC解釈指針第12号 サービス委譲契約 (Service Concession Arrangements)」との関係を記載していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>公開草案の「結論の背景」は、PFI法や日本の会計基準等(減損会計基準等、リース会計基準等)との関係は記載されているが、「IFRIC解釈指針第12号 サービス委譲契約 (Service Concession Arrangements)」(以下、「IFRIC12」)との関係については全く記載されていない。</p> <p>本実務対応報告の開発に際して、PFI法、日本基準の他、「IFRIC12」についても確認していると思われるため、「IFRIC12」との関係(異同点等)を「結論の背景」に記載することは、国際財務報告基準における取扱いとの異同点が明確になり、本実務対応報告の利用者にとって有用な情報であると考え、記載していただきたい。</p> <p>当該情報は、IFRSに移行する場合にも有用であると考え。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
33) 実施契約を変更し、運営権設定期間を延長するとともに運営権対価を追加で支出した場合の会計処理の明確化を求める。	<p>実施契約を変更し、運営権設定期間を延長するとともに運営権対価を追加で支出した場合の会計処理を明確化していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>公共施設等運営事業においては運営権設定期間を延長した際、新たに運営権を設定し直すこととされており、実務上、それに伴って、運営権対価を追加で支出するケースが考えられる。このようなケースが生じた場合にどのような会計処理をすべきかについては、今後、明確化することが望まれる。</p>	
34) キャッシュ・フロー計算書上の表示の明確化を求める。	<p>本公開草案において、運営権の取得や更新投資時の支出に関するキャッシュ・フロー計算書上の表示区分については特に明確に定められていない。特に運営権対価や更新投資に係る負債を計上した場合の取り扱いについて、たとえば更新投資の支出を行い、更新投資に係る負債を取崩した場合、財務活動に関するキャッシュ・フローであるのか投資活動に関するキャッシュ・フローであるのかなど、明確にしておく必要があると考える。</p>	
35) 現時点で想定されていない事例が今後生じた場合、取扱いの見直しを検討することを求める。	<p>本公開草案の審議において参照した事例は限定的であることから、今後、多様な事例が生じた場合には、実務上の取扱いの見直しを実施することを提案する。</p> <p>本公開草案の審議の過程で参考とされた公共施設等運営権に関する実際の事例の数は限定的であると理解しており、今後、想定されていない多様な事例が生じた場合には、実務上の取扱いの見直しの検討を速やかに行うことが必要と考える。</p>	
36) コメント対応表の作成方法について、改善を求める。	<p>以前にもコメントしたが依然として改善されていないため、再度コメントさせていただく。コメントは、省略せずに、そのままコメント対応表に反映して頂きたい。貴委員会の規則等に、常勤委員または研究員の判断で、公開草案に対するコメントを勝手にカットしてよいという規定はないと理解している。もちろん、寄せられたすべてのコメント内容を</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	そのまま検討するかどうかは委員会の判断である。過去のWEBを見ていると、事務局の切り抜きによって当初の意味が伝わらなくなったコメントについて親委員会で非常勤委員が議論している場面があり、その委員に対しても失礼ではないかと思われた。	

以上